

◎産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出期限は、6月30日です。お忘れなく！
当事務所のFAX(0977-24-1806)は、日曜・祝日を除く朝6時半～夜8時受信可能です。



「一次下請けが社保未加入の場合①元請業者に対し元・下請間の最終契約額の10%を制裁金として課し②最長4月の指名停止と③工事成績評定を最大20点減する…」との通知を国交省が国の発注機関や都道府県・政令市に出し、国交省と同様の取り組みを要請しました。対象は特定建設業に係る全体の下請金額が3千万円(建築一式は4千5百万円)以上の国の直轄

**10%を制裁金
4月↓指名停止
社保未加入で！
社保ペナルティ！**

工事ですが、①②は止むを得ないとしても③の工事成績とどう関連していくのか疑問です。また二次以下の下請業者が未加入の場合、個別に担当部局から指導されます。3Kといわれる建設業界のイメージ

を社保加入促進で払拭し、深刻な人手不足を解消したい…と

の思惑で国交省が旗振りだしたキャンペーンですが、ペナルティを設けなければ上手く行かない程、経費を負担する建設業者の経営環境は厳しい…という現実を見ておく事も大切です。



「土木事務所から“いまだ決算変更届が提出されていない…提出がないと罰則の適用と監督処分の対象に…”との文書が送られてきたが…」との電話が5月下旬に相次いで掛かってきました。建設業の許可業者には決算日から4ヶ月以内に建設業法第11条の規定による変更届(決算報告)を義務付けています。要するに過去1年間の事業報告です。数字による財務諸表だけでなく、工事経歴や納税証明、変更があれば使用人数や技術者の一覧や

**「11条(決算)未届は違法」
県土木から個別に通知が**

定款についても必要になります。違反すると①6月以下の懲役か②100万円以下の罰金…という厳しい罰則も。暴力団等の摘発で、この届出の未提出が捜索令状の根拠にされる事もある

ります。建設業法第1条の“目的”にある“発注者を保護”

の一つが許可制度であり、申請書類を閲覧に供し事業内容を毎年公開させるのがポイントですから、今回の県の文書も当然の内容といえます。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく！
当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。